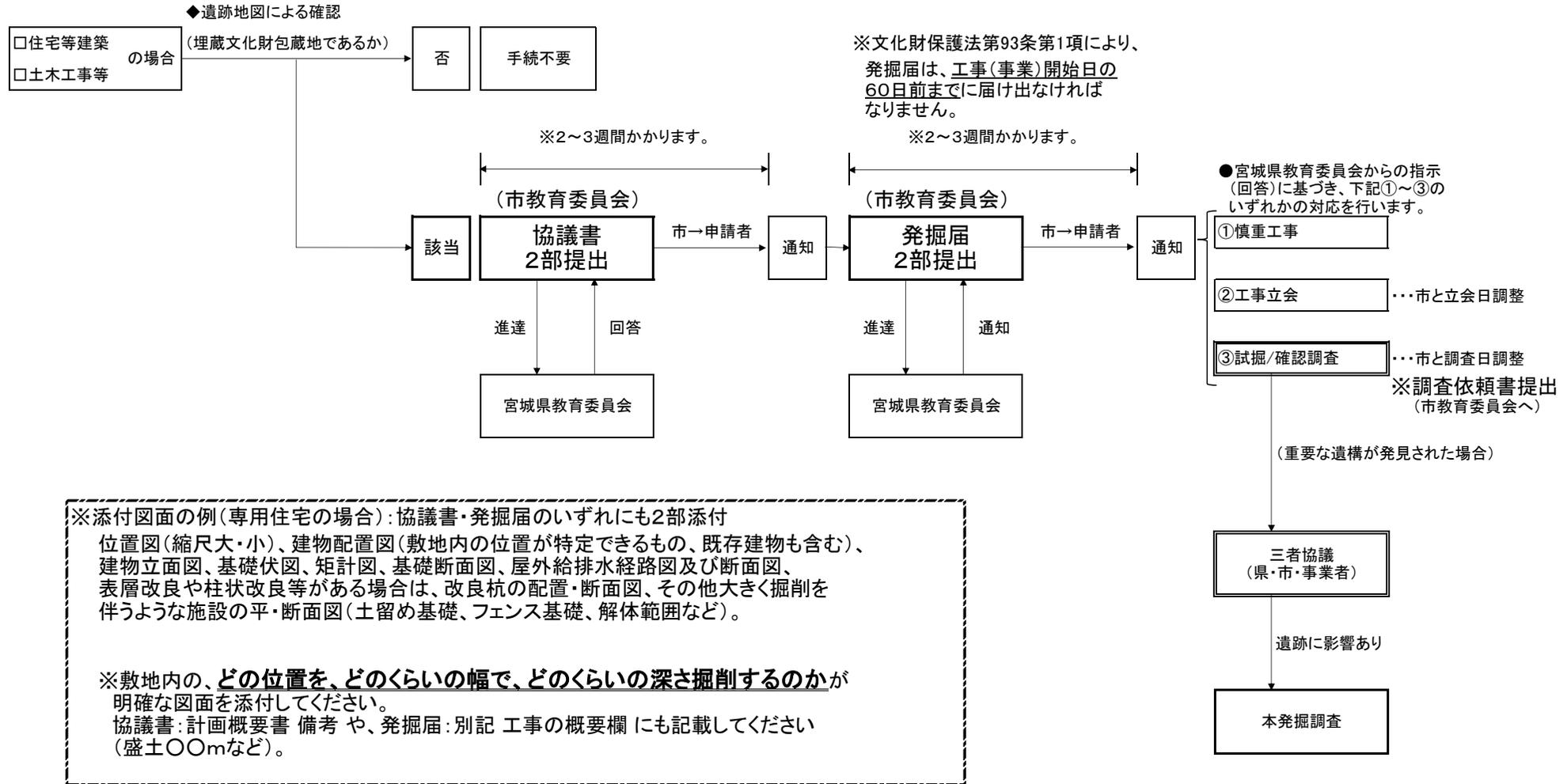


○埋蔵文化財手続き等フローチャート



◎東日本大震災で被災し、住宅の新築・建替を行う場合等については、市が発行するり災証明書(写しでも可)を添付してください。
特例として簡易な取り扱いとなる場合があります。